

長久手市市民活動災害補償制度市民団体登録要件

市民団体が、長久手市市民活動災害補償制度を利用するためには、以下の要件をすべて満たすとともに、登録申請書に必要事項を記入したうえで、所管課へ提出してください。

なお、登録申請書の提出先（所管課）が不明の場合は、くらし文化部たつせがある課へ提出してください。

<登録に必要となる要件>

- (1) 規約又は会則を持ち、公益を目的とした非営利で地域社会の発展に役立つ活動を継続的に行っていること
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者を教化育成することを目的とするものではないこと
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものではないこと
- (4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと
- (5) 市内に事務所または事務所機能を有すること
- (6) 団体の活動範囲に長久手市が含まれること
- (7) 5人以上で構成され、1人以上が市内在住であること